

8 その他

(1) NHK放送受信料の減免

次に該当する場合、NHK放送受信料が減免されます。

対 象 要 件	減 免
視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主（※注 1）で、放送受信契約者の場合	半額免除
重度の障害者手帳（※注 2）をお持ちの方が世帯主（※注 1）で、放送受信契約者の場合	
公的扶助受給者（生活保護法による扶助を受けている場合など）	全額免除
受信契約者と同一の世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税である場合	

※注 1 住民基本台帳法にいう世帯主（住民票上の世帯主）

※注 2 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級

◆申込方法 市役所に申請書があります。

障害者手帳、印鑑をお持ちください。

◆窓 □ 福祉課 障がい福祉係（内線：2115～2116・2123）
（FAX:0263-52-7732）

※制度についての詳しい割引内容は、NHK ふれあいセンターへお問い合わせください。（NHK ふれあいセンター 電話 0570-077-077 平日 9 時～20 時）

(2) 携帯電話基本使用料等の割引

障害者手帳の交付を受けている場合等、携帯電話の基本使用料等の割引があります。詳しくは携帯電話各社の窓口へお問い合わせください。

◆窓 □ 携帯電話各社の取扱店

(3) 字幕・手話入りビデオテープ・DVDの貸出し

聴覚障がい者用に字幕・手話入りビデオテープ、DVDを貸し出しています。

◆窓 □ 塩尻市立図書館（内線：4101～4106）
（直通電話：0263-53-3365 FAX:0263-53-3369）

(4) Web119 通報システム（聴覚障害者等特定）

消防サイトweb（非公開）に携帯電話でアクセスし、火災や救急の通報ができるサービスです。（事前登録が必要です。）

- ◆対象者 松本広域消防局管内（8市村）に居住又は通勤・通学している聴覚障がい者等で、電話からの災害通報が困難な方
- ◆窓口 □ 福祉課 障がい福祉係
（内線：2123 FAX：0263-52-7732）

(5) FAXからの119番通報

FAXでの緊急通報（火災及び救急要請）が、電話と同じ119番で松本広域消防局に送信できます。

- ◆対象者 電話からの火災や救急等の通報が困難な方
- ◆窓口 □ 松本広域消防局
（電話：0263-25-0119 FAX：0263-25-3987）

(6) 言語及び聴覚障害者FAX110番・110番アプリシステム

言語及び聴覚障がい者等の方が、事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、FAX又はスマートフォン等からのインターネット接続による文字や画像で、110番通報ができます。

- ◆対象者 言語及び聴覚障がい者等
- ◆送信方法
 - ・FAXによる110番通報
FAX用紙に事件名、発生場所、発生時間、状況、送信者の住所・氏名・年齢・FAX番号・現在地等を記入し、「0120-760-110」へ送信します。
（事前登録の必要はありません）
 - ・110番アプリシステム
警察庁Webサイト・110番アプリシステムからアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで利用ができます。
- ◆問い合わせ 長野県聴覚障がい者情報センター（長野市）
（電話：026-295-3530 FAX：026-295-3567）

(7) 日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者の方などが、介護等の福祉サービスを利用する際に、不利益を受けたり、トラブルを生じることがないように、福祉サービスの利用手続きの代行などの援助を行います。

- ◆内 容 福祉サービスに関する情報提供
福祉サービス利用手続きの代行などの援助
福祉サービスの利用料支払いに関する援助
日常生活に必要な預貯金の出し入れ等の援助
年金や手当の受け取りに関する援助
- ◆窓 口 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター
(内線：2212・2213 直通電話：0263-52-2795)
(FAX:0263-53-5058)

(8) 青い鳥郵便葉書の無償配布

通常郵便葉書「くぼみ入り」、「無地」又は「インクジェット紙」20枚が無償で配布されます。

- ◆対象者 身体障害者手帳1、2級 療育手帳A1、A2
- ◆申込方法 毎年4月から5月にお近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を記入し、手帳を提示して申し込みます。(郵便による申し込みも可能)
- ◆窓 口 お近くの郵便局

(9) 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう低利又は無利子で必要な資金を貸し付ける制度です。

詳しい貸付要件等は、担当窓口へお問い合わせください。

- ◆貸付対象 低所得者世帯、又は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯
- ◆窓 口 塩尻市社会福祉協議会地域福祉推進センター
(内線：2212・2213 直通電話：0263-52-2795)
(FAX:0263-53-5058)

(10) 避難行動要支援者登録制度

災害時に自力で避難することができない在宅の方で、家族等による必要な支援がすぐに受けられない方を対象に、ご本人が支援および登録を希望される場合、「避難行動要支援者登録名簿」を作成する制度です。この名簿により地域住民（区長、常会（組）長、民生児童委員、消防団など）が要配慮者の住所や状況などをあらかじめ把握でき、災害時の情報伝達や避難支援をより円滑、迅速に行うことができるようになります。

- ◆対象者
 - ・介護保険の要支援者や要介護者、65歳以上の一人暮らしの者、65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・塩尻市あんしんセット情報登録をされている者
 - ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ・特定疾患の医療費助成認定を受けている者
 - ・妊娠中又は出産後1年以内の者
 - ・小学校就学前の乳幼児、学校終業後や休日等に保護者不在となる小学生・中学生
 - ・外国籍市民
 - ・その他、支援を希望する者
- ◆窓 口 福祉課 地域福祉係（内線：2112）
（FAX:0263-52-7732）

(11) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、周囲の方へ援助や配慮を必要としている方に、ヘルプマークを配布します。

- ◆対象者 市内に居住しており、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方
- ◆窓 口 福祉課 障がい福祉係
（内線：2115～2116 FAX：0263-52-7732）

(12) ごみ袋の支給

紙おむつを日常的に使用し、次の要件のいずれかに該当する者がいる世帯に、ごみ処理手数料の負担を軽減するため、もえるごみ指定袋を支給します。

- ◆要件 ①障害者手帳の交付を受けた者
②要介護・要支援の認定を受けた者
③2歳の誕生日に達するまでの者
- ◆支給内容 1人あたり年60枚(25ℓ袋)を申請要件に応じ、次の期間分支給します。
 - ①1年分
 - ②最大1年分
申請日から認定の有効期間が1年未満の場合、月割計算して10枚未満の端数切上げにて支給します。
 - ③最大2年分
転入等による途中申請で、2歳になるまでの期間が2年未満の場合、月割計算して10枚未満の端数切上げにて支給します。
※要件①、②に関しては、1年又は支給期間経過後、再申請が可能です。
※希望が45ℓ袋の場合、支給枚数は25ℓ袋の半分です。
- ◆窓口 □ 生活環境課 廃棄物対策係(内線:1111・1112)